

白山市安全で安心なまちづくり防犯カメラ設置及び運用基準

第1条（目的）

この基準は、白山市安全で安心なまちづくり防犯カメラ設置費補助金交付要綱（令和2年4月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき、補助金の交付を受けて防犯カメラを設置する町内会及び住宅等（以下「設置者」という。）が、防犯カメラを設置及び運用するために遵守すべき事項を定めることにより、プライバシーの保護、防犯カメラの設置及び運用の適正化を図ることを目的とする。

第2条（定義）

この基準において使用する用語の定義は、要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 公共空間

道路、広場、公園等誰もが自由に利用又は通行できる空間をいう。

(2) 映像

防犯カメラにより撮影又は記録されたものであって、それにより特定の個人を識別することができるものをいう。

(3) 共同住宅等

アパート、マンション等をいう。

第3条（設置者の責務）

防犯カメラの設置者は、個人情報及びプライバシー保護の措置を確実に行わなければならない。

第4条（管理体制）

(1) 管理責任者

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置及び運用に関し、適正な管理を図るため、管理責任者を指定するものとする。

(2) 取扱者

管理責任者は、防犯カメラ、映像録画装置等の操作や映像の視聴を行う取扱者を指定するものとする。

(3) 管理責任者及び取扱者を指定する場合、又は変更する場合には、その都度、別紙1「防犯カメラ管理責任者等（新規・変更）届出書」を速やかに市に提出すること。

第5条（管理責任者及び取扱者の責務）

(1) 管理責任者は、防犯カメラ及び映像の適正な運用を図らなければならない。

(2) 取扱者は、管理責任者の指揮監督の下に、防犯カメラを操作しなければならない。

第6条（設置に関する遵守事項）

防犯カメラの設置者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 町内会

ア 町内会が防犯カメラを設置する場合、撮影範囲は、撮影区域の2分の1以上の面積が公共空間とする。

イ 町内会が防犯カメラを設置する場合、町内会住民の総意を得ることとし、総意を示す書類を作成しなければならない。（住民総会・理事会等で設置に関する決議、又は議事録の写し等。）

ウ 町内会は、防犯カメラの設置について道路交通法等の法令に基づく許可が必要である場合及び必要に応じて防犯カメラを設置しようとする場所の管理者等の許可を得なければならない。

(2) 住宅等

ア 住宅等が防犯カメラを設置する場所は、自敷地内とし、撮影範囲は、自敷地に加え同敷地に接続する公共空間とする。公共空間の撮影範囲は、撮影区域の2分の1以上の面積とする。

イ 共同住宅等で防犯カメラを設置する場合、入居者の総意を得ることとし、総意を示す書類を作成しなければならない。（入居者総会・理事会等で設置に関する決議、又は議事録の写し等。）

(3) 町内会及び住宅等の共通事項

ア 防犯カメラの撮影範囲に住宅等が入る場合、当該住宅等の世帯主又は所有者若しくは管理者等の同意を得て、別紙2「防犯カメラ撮影同意書」を作成し、補助金交付申請時に市に提出すること。

イ 防犯カメラの設置情報を捜査機関が必要とする場合、市が捜査機関に対し、防犯カメラの設置情報を提供することに同意すること。併せて、別紙3「防犯カメラ設置情報提供同意書」を作成し、補助金交付申請時に提出すること。

ウ 要綱で定めた補助対象者としての資格照会に関し、市が行う本市又は警察等関係機関への照会に同意すること。併せて、別紙4「防犯カメラ設置資格照会同意書」を作成し、補助金交付申請時に提出すること。

エ 防犯カメラを設置している旨及び設置者名称を撮影区域内の見やすい場所に表示すること。

オ 防犯カメラの維持管理及び廃止後の撤去に関しても、適切に対処するものとする。

第7条（運用）

防犯カメラの設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等」という。）は、防犯カメラの運用について、プライバシー保護を遵守する等適正な運用を行うこと。

第8条（映像の取扱い）

防犯カメラの設置者等は、映像の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 秘密の保持

防犯カメラの映像から知り得た情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないものとする。なお、離職、防犯カメラ作動中止又は同撤去等の後においても同様とする。

- (2) 映像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

ア 法令に基づく場合

イ 捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合（ただし、捜査機関が映像の提供を求めるときは文書によるものとする。）

ウ 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められる場合

エ 映像から識別される本人の同意がある場合、又は本人へ提供する場合

- (3) 前号ただし書きの規定により、映像を利用し、又は提供するときは、設置者等が次の掲げる事項を記録し保存しなければならない。

ア 利用・提供目的

イ 利用・提供日時

ウ 提供先

エ 利用・提供する映像の範囲

- (4) 映像の適正管理

映像の漏えい、滅失、き損、流出及び改ざんの防止、その他の映像の適正な管理のために次の点に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

ア 映像を保存する場合には、当該映像を加工してはならない。

イ 映像が記録された媒体（USBメモリー、DVD等をいう。）は、防犯カメラの設置者等があらかじめ定めた防護された場所で厳重に管理し、(2)に定める場合を除き、外部へ持ち出しをしてはならない。

ウ 映像の保存期間は、法令に基づく手続きにより照会を受けた場合などを除き、原則として、最大30日以内の必要最小限とする。

エ 映像は、ウに定める保存期間が終了した後、直ちに上書き消去又は初期化する。

オ 映像の記録された媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破砕、裁断等の処理又は当該記録媒体に記録された映像を復元不可能な方法により消去する。

カ 映像の管理については、パスワード等を設定し、第三者等がみだりに閲覧することができないよう管理を徹底すること。又、パスワード等は随時変更しなければならない。

第9条（苦情等の処理、問い合わせ）

防犯カメラの設置者及び管理責任者は、当該防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせを受けたときは、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

第10条（設置及び運用規定の策定）

- (1) 町内会の防犯カメラの設置者は、当該防犯カメラの設置及び運用が適正なもの

となるよう、この基準に基づいて、別紙5「町内会防犯カメラ設置及び運用自主規定」に準拠した町内会防犯カメラ設置及び運用自主規定を策定するものとし、補助金交付申請時に市に提出するものとする。

- (2) 住宅等の防犯カメラの設置者は、当該防犯カメラの設置及び運用が適正なものとなるよう、この基準に基づいて、別紙6「住宅等防犯カメラ設置及び運用自主規定」に準拠した住宅等防犯カメラ設置及び運用自主規定を策定するものとし、補助金交付申請時に市に提出するものとする。

第11条（報告）

設置者等は、市長から防犯カメラの設置等に関する報告を求められた場合、これに応ずるものとする。

附則 この基準は、令和2年4月1日から施行する。